

令和7年度第1回一関市地域クラブ活動推進協議会

日時：令和7年12月19日（金）午前10時00分

場所：一関市役所本庁議員全員協議会室

委員の委嘱

次 第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会長、副会長の選任について
- 4 説明事項
 - (1) 現在の岩手県の方針について（資料①）
 - (2) 現在の市の取組について（資料②）
 - (3) 国の新たなガイドラインの骨子について（資料③）
 - (4) 今後の市の取組について（資料④）
- 5 その他
- 6 閉 会

一関市地域クラブ活動推進協議会委員名簿

No.	団体名	委員	ふりがな	所属団体の役職等
1		熊谷 雄紀	くまがい ゆうき	
2		皆川 博之	みなかわ ひろゆき	
3		藤森 泰子	ふじもり たいこ	
4		佐々木 伸也	ささき のぶや	
5		佐藤 拓史	さとう たくし	
6		須藤 淳	すとう じゅん	
7		古川 泰也	ふるかわ しんや	
8		佐々木 貴浩	ささき たかひろ	
9		菊地 慶正	きくち よしまさ	
10		佐藤 義行	さとう よしゆき	
11		白石 理恵	しらいし りえ	
12		清田 博美	きよた ひろみ	

事務局

No.	所属部署	氏名	ふりがな	所属部署の役職
1	まちづくり推進部	小野寺 愛人	おのでら ちかと	部長
2	教育委員会事務局	千葉 せつ子	ちば せつこ	教育次長
3	まちづくり推進部スポーツ振興課	平石 剛	ひらいし つよし	次長
4	まちづくり推進部いきがづくり課	小野寺 和宏	おのでら かずひろ	課長
5	教育委員会事務局学校教育課	千葉 真	ちば しん	主幹
6	教育委員会事務局学校教育課	藤村 和弘	ふじむら かずひろ	主任指導主事
7	まちづくり推進部いきがづくり課	横山 圭	よこやま けい	いきがづくり係長
8	まちづくり推進部いきがづくり課	鈴木 友理恵	すずき ゆりえ	主事
9	まちづくり推進部スポーツ振興課	小野寺 孝良	おのでら たかよし	課長補佐
10	まちづくり推進部スポーツ振興課	濱井 大輔	はまい だいすけ	スポーツ交流係長
11	まちづくり推進部スポーツ振興課	阿部 和恵	あべ かずえ	主査

岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針（概要版）

【国の動き】

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）

- ・ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を段階的に推進
- ・ 令和5～7年度の3年間を改革推進期間と位置付け
- ・ 地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す

《これまでの方針》

岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）

（令和元年8月 岩手県教育委員会）

【目的・意義】

部活動は学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的・自発的参加により行われるもの。過度の練習が生徒の心身に負担を与えることを理解すること。

【県の動き】

いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから（提言）

- （令和3年3月 岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議）
- ・ 中学生のスポーツ・文化活動を支える各主体（市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者）に求められる役割・取組について提言
 - ・ 「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）」の内容検討及び再改定が求められた

全面的に改定し、新たに方針を策定

参考

対応

「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」

Iは公立・私立中学校の生徒を主な対象とし、公立・私立高等学校の生徒も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高等学校や私立学校は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

改定

教育課程外の活動である学校部活動について、従来の方針の内容を踏まえつつ、実施する場合の適正な運営等の在り方

- 適切な運営のための体制整備
 - 暴力（体罰）・ハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）の根絶
 - 部活動の指導方針について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定

- 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
 - スポーツ医・科学の見地から、休養を適切に取ることが必要
 - 短時間で効果が得られるよう、効率的・効果的な指導の工夫
 - 対話を重視しコミュニケーションを十分に図った上での指導

- 適切な休養日等の設定

岩手県の部活動休養日及び活動時間の基準

【中学校】

 - 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

【高等学校】

 - 週1日以上以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
 - 1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する。
 - 部活動を補完する活動（保護者会・スポーツ少年団等）が行われる場合は、部活動と合わせて基準内とする

- 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
 - 多様なニーズに応じた活動の環境整備
 - 合同部活動の取組の推進
 - 自主的・自発的な活動（強制的に加入させない）

- 学校部活動の地域連携
 - 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携した部活動の実施
 - 興味関心に応じた活動選択への配慮

- 学校部活動中の事故防止等
 - 気象情報等に留意し、熱中症防止等について適切に対応
 - マニュアル作成等による安全管理体制の構築

II 新たな地域クラブ活動

新規

行政・学校・地域等が連携・協働した、生徒の活動の場として整備すべき地域クラブ活動の在り方

- 新たな地域クラブの在り方
 - 学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備
 - 生徒のニーズに応じたプログラムの提供、指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機
 - 例えば総合型地域スポーツクラブの充実により、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境を期待

- 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
 - 地域クラブ活動の運営団体・実施主体
 - ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、文化芸術団体など多様なものを想定
 - ・ 保護者会・同窓会など学校関係組織・団体も想定
 - 協議会等による関係者間の連携体制の構築
 - 指導者（質の保障、量の確保等）
 - ・ 相談窓口の設置・活用、広域的な人材バンクの整備、希望する教員等の円滑な兼職兼業の許可
 - 多様なニーズに応えるためのプログラムの確保
 - 適切な休養日等の設定

- 地域クラブ活動の休養日及び活動時間の基準
 - 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。休日のみ実施の場合も原則として1日を休養日とする。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
 - ・ スポーツ医・科学の見地から、休養を適切に取ることが必要
 - 活動場所
 - ・ 公共のスポーツ・文化施設や地域団体・民間事業者等有する施設、地域の学校に加え、廃校施設も活用を検討（低廉な利用料を認めるなど負担軽減等を検討）
 - 可能な限り低廉な会費の設定
 - 怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険の加入の促進

- 学校との連携（協議会等の場を活用）

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新規

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むための進め方

- まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- 平日の環境整備はできるところから
- 市町村が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体が行き届く体制など、段階的な体制の整備
 - ※ 直ちに体制整備が困難な場合、地域連携として拠点校方式による合同部活動も導入しながら部活動指導員や外部指導者を適切に配置
- 県・市町村において関係者からなる協議会等を設置し、検討体制を整備
- 国の改革推進期間（令和5～7年度）を踏まえ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- 市町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

新規

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方

- 生徒の大会・コンクールの参加・応募等の機会を確保（地域クラブ活動の会員等が参加・応募可となるよう見直し）
- 大会参加引率や運営に係る体制の整備
- 気温や湿度、暑さ指数等の客観的な数値による大会開催可否の判断
- 交流等のイベントや高い水準の大会などの多様な大会等の開催、多様なニーズに対応した機会の設定



令和6年1月 岩手県 岩手県教育委員会

学校部活動・地域部活動・地域クラブ活動の概要について

項目	学校部活動	地域部活動		地域クラブ活動 (地域スポーツ団体)
		休日型	全日型	
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の一環 ・教員が関与 	平日：学校部活動として活動 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の一環 ・教員が関与 休日：地域部活動として活動 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育活動 ・地域指導者が関与 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育活動 ・平日も休日も地域指導者が関与 ・教員の関与なし ※学校から地域部活動担当教員 1 名の登録は必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育活動 (生涯スポーツ活動・文化活動) ・全ての活動に地域指導者が関与 ・教員の関与なし
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍校の生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍校の生徒 ※練習については、他校からの受入可の団体もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍校の生徒 ・在籍校に当該競技部がない他校生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者 (地域の希望する全生徒)
指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・教員 ・コーチ（保護者会練習） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の活動については学校部活動と同じ ・休日は地域指導者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域指導者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域指導者
運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・学校予算で運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校予算で運営 ・一関市地域部活動補助金の対象 (R6実績：上限 5 万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担で運営 ・一関市地域部活動補助金の対象 (R6実績：上限 10 万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担で運営 ・市長部局で補助金制度を検討
保険	<ul style="list-style-type: none"> ・学校で加入 ・保護者会練習時は活動団体で加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の活動については学校部活動と同じ ・休日の活動については活動団体で加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体で加入 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体で加入
中体連大会への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・出場可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・出場可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・出場可能 ※県大会以上の大会は特設部扱いとなり、生徒が在籍している教員の引率が必要だが、県登録することで地域クラブとして参加可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・県登録することで参加可能
イメージの移行				
管轄	学校教育課		市長部局	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に地域部活動や地域スポーツ活動に関わりたい教員については、兼業申請を行う等により活動が可能 			

活動の持続可能性

急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため

地域との連携強化

生徒のスポーツ・芸術文化活動を関係者が連携して支えることで、地域が一体となって活動を盛り上げるため

専門的な指導の充実

スポーツ・生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するとともに、良質な指導を実現するため

教員の負担軽減

学校における働き方改革の推進を図るため
(地域クラブ活動等に積極的に関わりたい教員は兼職兼業届を申請)

現在の地域クラブ活動・地域部活動について（令和7年11月現在）

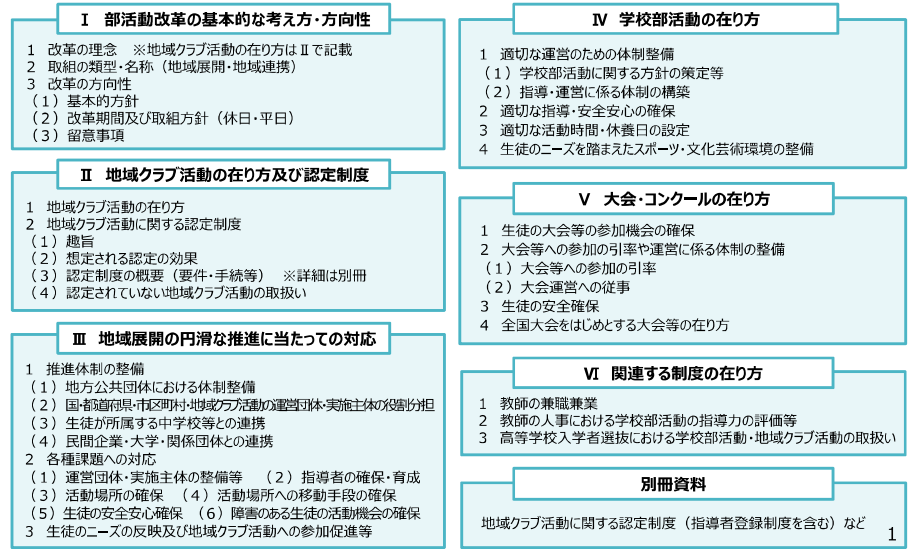
- ・ 市内14の中学校に、150の部活動（運動部125、文化部25）がある
- ・ 地域部活動は、昨年度から15団体増えて、62団体（全日型7、休日型55）となった
学校部活動に占める割合は約41.6%である（参考）令和5年度：約11%、令和6年度：約31.3%
- ・ 人数別の割合は、学校部活動に所属している生徒は約43.3%、
地域部活動に所属している生徒は約29.0%、
地域クラブ活動に所属している生徒は約14.2%、
部所属の生徒は約13.4%となっている

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

骨子

令和7年10月
スポーツ庁・文化庁

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**
※公立中学校等が主な対象（Ⅳ 学校部活動の在り方については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）



新たなガイドラインの骨子のポイント

改革の理念等	<ul style="list-style-type: none"> ● 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ● 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ● 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出
改革期間	<p style="text-align: center;">【中間評価】</p> <p>令和5年度～7年度 「改革推進期間」 → 令和8年度～10年度 「改革実行期間」(前期) → 令和11年度～13年度 「改革実行期間」(後期)</p>
取組方針	<p>休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 (中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)</p> <p>平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進 (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証)</p> <p>※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</p>
認定制度	<p>競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等のため、国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築</p> <p>【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援(財政支援、学校施設の優先利用等)、大会・コンクールの円滑な参加等 【主な要件】 活動時間(平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内) / 休養日(週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか) / 低廉な参加費 / 指導体制(日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等) / 安全確保 / 学校等との連携</p>
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	<p>推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 民間企業・大学・関係団体等との連携等</p> <p>各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理</p> <p>ニーズ反映・参加促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等(体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等) / 生徒のクラブ運営等への参画(生徒同士の話し合いなど)</p>
部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な運営のための体制整備(部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等) ● 適切な指導・安全安心の確保(暴力・暴言・ハラスメントいじめ等の不適切行為の根絶、事業発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等) ● 適切な活動時間・休養日の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒の参加機会確保(地域クラブ活動等の参加促進等) ● 大会への引率や運営に係る体制整備(教師以外の関係者の参画促進等) ● 生徒の安全確保(熱中症対策等) ● 大会等の在り方の見直し(多様なニーズを踏まえた大会の開催等)
関連制度	<p>希望する教師の兼職兼業の円滑化(中学校教師だけでなく小学校教師(体育専科等)や高校・特別支援学校の教師等を含む)、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど</p>

新たなガイドラインの骨子 I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

1 改革の理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ● 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障 ● 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
2 取組の類型・名称	<p>地域展開 生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること ※①学校内で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を、「地域展開」に変更</p> <p>地域連携 学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること</p>
3 改革の方向性	<p>基本的方針 ・市町村等が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整し、多様な選択形の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要 ・都道府県においては、広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、市区町村に対するきめ細かな支援や地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施することが重要 ・国においては、改革の進捗状況等を定期的にフォローアップし、その結果に基づき、必要な措置を検討</p> <p>改革期間 「改革実行期間」(前期：令和8年度～10年度 → 中間評価 → 後期：令和11年度～13年度)</p> <p>取組方針 休日：改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す(できるだけ前倒しでの実現が望ましい) ※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開が困難な場合等には、当面、部活動指導員の配置等を推進 ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 平日：各種課題を解決しつつ更なる改革を推進(まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を進める) ※前期において活動の在り方や課題への対応策等の検証を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を定め、更なる改革を推進</p> <p>留意事項 ・地域ごとに部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、学校部活動をベースとした地域との連携や、学校施設を拠点とした地域クラブ活動の実施など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要 ・地理的要因や指導者不足といった事情、地方公共団体の財政事情等に関わらず、全国的に必要な改革を進められるようにすることが重要であり、デジタル技術の効果的な活用、国・都道府県・市区町村の支え合いによる公的支援や国によるきめ細かな伴走支援等が必要 ・この改革は、生徒の活動機会の確保・充実のみならず、大人も含めた人々のウェルビーイング向上、地域社会の維持・活性化、健康長寿社会の実現など、多面的な効果が期待されるものであり、幅広い関係者が、そうした認識を共有しつつ一丸となって取組を進めることが重要</p>

1 生徒の大会等の参加機会の確保

- 大会参加資格を学校単位に限ることなく、地域クラブ活動や複数校合同チーム等の参加を更に促進。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な活動であり、全国的に円滑な参加に向けた環境を確保する必要
※いわゆる県まき、市町村まきの場合（生徒の所属校と参加する地域クラブ活動が別の都道府県・市町村にある場合）も大会参加が可能となるよう留意
- 大会開催地までの交通費・宿泊費の支援等について、都道府県・市区町村等において学校部活動の参加生徒に対して支援を実施している場合は、地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施
- 平日の大会等に参加する生徒の学校の出席・欠席の取扱いを整理（地域クラブ活動から大会等に参加する場合も出席扱いとできることを国として明確化）

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

- 学校部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教師以外の者が担うことを原則としつつ、教師が引率を行う場合には、週休日の振替等を適切に実施するなど、教師の負担が過度とならないよう配慮。地域クラブ活動における大会等の引率は、原則として、地域クラブ活動の指導者等が担う
- 上記の対応を促進するため、都道府県・市区町村・大会主催者等において、規程の見直しなどを適切に実施

(2) 大会運営への従事

- 大会の運営について、主催団体の職員による運営や外部委託などにより教師に過度な負担をかけない適切な体制を整えるとともに、地域クラブ活動関係者や保護者、ボランティア等の参画を促進。併せて、大会主催者等において、持続可能で効率的な運営の在り方を検討
- 大会運営の従事者に対して、教育委員会や地域クラブ活動の運営団体等が適切な服務監督・勤務管理を実施

3 生徒の安全確保

生徒の発達段階や気温・湿度・暑さ指数（WBGT）等の環境を踏まえ、生徒の安全面を最優先に考え、適切な開催時期・場所の設定、運営上の工夫等を実施

4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

- 発育・発達期にある生徒や保護者等の心身の負担が過重とならないよう、大会主催者間で連携しつつ、大会の在り方を見直し
- 生徒間の交流を主目的とした大会や、競技性に捉われず楽しむことに重点を置いた大会、障害の有無等に関わらず誰もが参加しやすい大会など、多様な二二を踏まえた大会を開催するとともに、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、リーグ戦の導入などの工夫を実施

1 教師の兼職兼業

- 希望する学校の教師等が地域クラブ活動の指導者として活動できるよう、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」（令和5年1月 文部科学省）等を参照しながら、兼職兼業の許可の手続きの円滑化を図る必要。特に、認定地域クラブ活動については、国の定める要件に基づき、市町村等が認定した公的な活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行う必要
※国において関係規程等のひな型を作成予定
- 中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教員を含む）、さらには、高等学校・特別支援学校の教師、事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことが出来る環境を整備することが重要
- 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施
- 兼職兼業を行う教師等については、教師等の身分としての服務監督を行う教育委員会等と、地域クラブ活動の指導者の身分としての勤務管理を行う運営団体等が連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど適切な労務管理を実施

2 教師の人事・採用における学校部活動の指導力の評価等

- 都道府県の教育委員会等においては、部活動指導は教師の本来的業務ではなく、教師以外が積極的に参画すべき業務であることを踏まえ、教師の採用や人事配置において部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価することのないよう十分に留意すること
- また、初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること

3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- 学校部活動と地域クラブ活動で、入学選抜における取扱いに差異が生じることのないように十分に留意すること
- 学校部活動・地域クラブ活動の評価の有無・方法・観点等については、入学選抜実施要領や各高等学校のHPなどにおいて分かりやすく示すこと
- 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に扱うことは適切でないこと
- 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられること。こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料や、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していくことも考えられること

※学習指導要領における取扱いについては、実行会議の最終とりまとめの内容も踏まえつつ、今後、スポーツ庁及び文化庁において更なる検討・具体化を進めた上で、中央教育審議会に報告予定

部活動の地域展開推進のための協議会の設置について

1 設置の目的

急激な少子化が進む中でも、本市の中学生が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しみ、機会の確保・充実を目指し、部活動の地域展開を推進していくため、関係団体による協議会を設置する。

2 組織の名称

一関市地域クラブ活動推進協議会

協議会は、次に掲げる事項の協議及び検討を行う。

- (1) 部活動を地域が主体となる地域クラブ活動に展開するにあたっての課題整理に関すること
- (2) 地域クラブ活動の充実に関すること
- (3) その他地域クラブ活動の推進に関すること

3 協議会の委員

次の団体から推薦された者を委員に委嘱する。

- ①一関市スポーツ協会 ②一関市芸術文化協会(芸術部門) ③一関市芸術文化協会(文化部門)
- ④一関地方校長会(中学校長部会) ⑤一関地方校長会(小学校長部会)
- ⑥一関地方中学校体育連盟 ⑦一関地方中学校文化連盟 ⑧一関市PTA連合会(小学校)
- ⑨一関地方PTA連合会(中学校) ⑩一関市スポーツ少年団 ⑪一関市スポーツ推進委員協議会
- ⑫総合型地域スポーツクラブ

※ 学校関係者4人、PTA関係者2人、スポーツ関係者4人、文化芸術関係者2人 計12人

4 協議会の事務局

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

※ 主務はスポーツ振興課が担当が、事務局には教育委員会学校教育課も加わる

5 今後の地域展開の取り組み

既存の地域部活動登録団体を地域クラブ団体へ展開させるとともに、新たな地域クラブ団体の設立を促進するため、①地域指導者人材バンク制度(市が実施主体)、②地域クラブ認定制度(市が認定)、③地域クラブ活動支援補助制度(市認定地域クラブを対象)について、協議会において協議・検討を行う。

6 協議会の開催時期及び協議予定事項

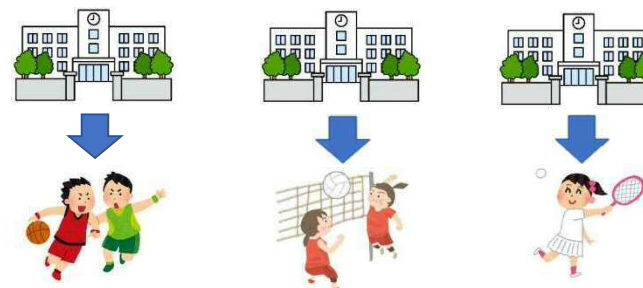
- (1) 第1回協議会 本年12月19日開催
- (2) 第2回協議会 令和8年2月開催予定

【第2回協議会での協議事項】

市が考える「地域指導者人材バンク制度」と「地域クラブ認定制度」に関する方向性を示し、委員から意見を頂戴する。なお、頂戴した意見を基に具体的な制度設計を行い、令和8年度に開催する協議会において各制度案について協議・検討いただく。

「地域部活動」から「地域クラブ活動」へ イメージ図

「地域部活動」のイメージ

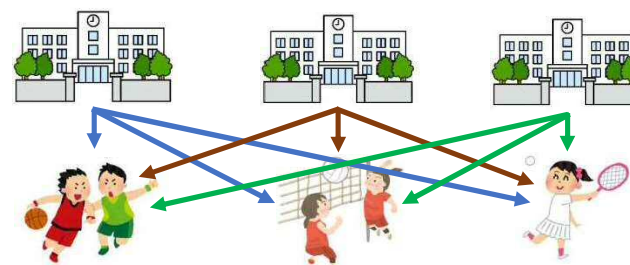


「地域部活動」は学校単位で組織しており、その学校に在籍する生徒しか加入できない。※全日型の場合には在籍校にその部がなければ他校生徒の加入も可



「地域部活動」の実施主体は保護者会(育成会)であり、生徒の卒業とともに親も脱会する割合が高い。少子化により生徒数が更に減少し、加入する生徒及びその保護者が減っていくことで、今後、地域部活動の団体は消滅していくことが懸念される。

「地域クラブ活動」のイメージ



「地域クラブ活動」には、学区に関係なく、本人の希望によりどの団体にも加入できる。



「地域クラブ活動」の運営主体・実施主体は、地域の多様な団体であるが、本市においては充実しているとは言えない現状であることから、今後、指導者の確保を含め「地域クラブ活動」の充実を図っていく。